

木曽川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「木曽川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、木曽川水系河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。
2. 委員の任期は平成21年2月27日(委嘱日より2年)までとし、再任は妨げない。
3. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
なお、臨時委員の任期は、委員の任期に準じて平成21年2月27日までとする。

(情報公開)

第4条 流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。
2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部及び木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所が行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて委員会が定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成19年3月13日から施行する。